

平成24年4月27日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人(昭和○年○月○日生)は、昭和○年○月○日、A(昭和○年○月○日生)と婚姻の届出をした同人の妻である。Aは、平成○年○月○日に死亡した(以下、同人を「亡A」という。)
- 2 亡Aは、昭和○年○月○日に厚生年金保険の被保険者資格(以下「厚年資格」という。)を取得し、平成○年○月○日に死亡したことにより、同年○月○日に厚年資格を喪失した。
- 3 請求人は、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、厚年法による被保険者である期間中に死亡した亡Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 4 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「遺族の範囲には該当するが、死亡した者により生計維持されていたものと認められないため(死亡時の前年の年収が850万円を超えており、受給権発生時において、受給権発生以降おおむね5年以内に850万円未満となることが確認できないため)」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 5 請求人は、原処分を不服として、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

第3 問題点

- 1 厚生年金保険の被保険者が死亡したとき、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族がその者の配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持した者であることを要し、かつ、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外でなければならないとされている(厚年法第58条第1項第1号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10第並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(昭和61年4月30日庁保発第29号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第一課長・業務第二課長連名通知。以下「本件連名通知」という。))及び「国民年金法等における遺族基礎年金等の生計維持の認定に係る厚生大臣が定める金額について」(平成6年11月9日庁保発第36号社会保険庁運営部長通知)。
- 2 本件の場合、亡Aがその死亡の当時厚生年金保険の被保険者であったこと並びに請求人が亡Aの妻であり、その死亡の当時亡Aと生計を一にしていた者であることは請求人と保険者との間において争いが無い。したがって、本件の争点は、請求人が亡A死亡の当時年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められるもの以外の者であって、亡Aによりその生計を維持した者でないことと認められるか否かである。

第4 当審査会の判断

- 1 遺族厚生年金の受給権者に関する生計維持関係の認定に当たっては、本件連名通知により取り扱われるところ、本件連名通知は、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定について、生計同一要件及び収入要件を満たす場合に受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であった者と生計維持関係があるものと認定する(ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りではない。)とした上、収

入要件については、「次のいずれかに該当する者は、厚生大臣の定める金額（年額850万円）以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当する者とする。」と定め、次の①から④までの要件を列挙している。すなわち、① 前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入）が年額850万円未満であること、② 前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること、③ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、上記①又は②に該当すること、④ 上記①、②又は③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となることが認められることを必要としている。そして、遺族厚生年金の受給要件の有無は、保険事故発生時点で判断されるべきものであることは当然である。本件連名通知は、上記①及び②の要件に該当する者に提出を求める書類として、「前年若しくは前々年の源泉徴収票若しくは課税証明書並びに当該事情を証する書類等」を掲げており、収入要件についても、客観的証明資料により判断すべきものとしていると解されるから、近い将来において定められた金額未満になることが、定年退職の場合における就業規則等のような客観的な証明資料により確認されることが必要というべきである。また、本件連名通知にいう「近い将来」について、保険者は、保険事故発生当時以降概ね5年以内とする取扱いをしているところである。

2 そこで、まず、亡A死亡の前年である平成〇〇年の請求人の収入又は所得について検討するに、一件記録によると、次の各事実が認められる。

(1) a社（以下「本件会社」という。）は、昭和〇年〇月〇日に設立された、固体潤滑処理その他各種表面処理の研究開発及び加工、各種表面処理剤の製造及び販売等の事業を目的とする会社であ

り、亡Aは、死亡するまでその代表取締役を務めていた。本件会社は、平成〇年〇月〇日の株主総会の決議により同月〇日に解散し、請求人の二女B（昭和〇年〇月〇日生。以下「B」という。）が代表清算人に就任し、同年〇月〇日付でその旨の登記を経由している。

(2) 亡Aが本件会社における健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格（以下「被保険者資格」という。）を取得したのは、平成〇年〇月〇日であり、請求人は、約〇年後の平成〇年〇月〇日付で、本件会社において、厚生年金保険の標準報酬月額（以下「標準報酬月額」という。）〇〇〇千円として被保険者資格を取得し、以後継続して本件会社において被保険者資格を有しており、平成〇年〇月から同〇年〇月までの請求人の標準報酬月額は〇〇〇千円、同〇年〇月から被保険者資格を喪失する同〇年〇月までは〇〇〇千円と定められている。ところで、上記平成〇年〇月から同〇年〇月までの標準報酬月額〇〇〇千円は、当時における厚生年金保険の標準報酬月額の最高額であり、〇〇市長作成の市民税・県民税課税証明書によると、平成〇年分の請求人の給与は〇〇〇万円（所得〇〇〇万〇〇〇〇円）、同〇年分の請求人の収入は〇〇〇〇万〇〇〇〇円（給与所得〇〇〇〇万円）とされていることと符合するものであり、同〇年〇月までの標準報酬月額が〇〇〇千円であるにもかかわらず、同〇年分の請求人の給与が〇〇〇万〇〇〇〇円（所得〇〇〇万〇〇〇〇円）とされているのは、同〇年〇月分の給与から給与額が引き下げられたためである。

以上の認定事実によると、亡A死亡の前年である平成〇年における請求人の収入が850万円以上であったと認められるから、これが850万円未満であったとはいえず、また、上記認定の事実によると、請求人の所得も655.5万円未満であったとはいえず

ない。したがって、請求人に上記1の①、②及び③の要件があったということとはできない。

- 3 次に、亡A死亡の時点において、請求人が、近い将来（亡A死亡時点から概ね5年以内）に収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となることが認められるかどうかについて検討する。すなわち、一件記録によれば、本件会社が解散登記をし、請求人の給与収入も、平成〇〇年分以降850万円未満に下がっていることが認められるが、これらが亡A死亡時点において、予見できたか否かということである。請求人は、本件裁定請求書に添付した平成〇年〇月〇日付申立書において、「平成〇年〇月〇日 a 社前社長急性逝去につき、Cが新社長となり事業経営を引継ぎましたが、同年秋のリーマンショックの影響により経済状況が悪化し、経営の継続は困難と判断しました。このため、譲渡等を関連会社などに打診しましたが引き受け先は無かった為、a社は清算していく方向で動き始めました。（別紙1参照）」と陳述し、別紙1として、平成〇年〇月〇日の取締役会議事録（以下「平成〇年〇月〇日議事録」という。）を添付して提出している。平成〇年〇月〇日議事録では、代表取締役である請求人が議長席に着き、「平成〇〇年下期から始まった金融危機の影響により、弊社の属する自動車業界の経済的影響は大きく、この状況で現事業体制で事業を継続しても業績改善が図ることが出来ない事」を述べ、また「(株)〇〇〇〇の経営を継続していきたいという人が現れないなか、事業の売却・譲渡について検討し複数の会社と交渉していくこと」を提案した旨が記載されている。この事実によれば、本件会社が事業の売却・譲渡あるいは解散の方針を決定したのは、亡Aが死亡した平成〇年〇月〇日の後である同年〇月〇日に、米国の投資銀行リーマン・ブラザーズが連邦破産法第11章の適用を連邦裁判所に申請したことに端を発した同年秋

のいわゆるリーマンショックによる金融危機の影響で生じた経済状況の悪化を理由とするものであったことが認められるのである。ところが、請求人は、原処分が「受給権発生時において、受給権発生以降おおむね5年以内に850万円未満になることが確認できないため」という理由で遺族厚生年金を不支給とするや、「亡Aが死亡した時点で会社を売却もしくは閉鎖することを決めていた」との裁定請求時とは異なる主張をして審査請求し、その理由として、①請求人は会社の代表として経営するだけの体力がなかったこと、②株主との裁判が長期化しており、その状況に関わりなくなかったこと、③亡Aに代わって会社を経営してくれる者がいないこと、④亡Aが家族に会社を引き継がせる意思がなかったことを挙げていたのであり、今回の再審査請求においては、本件会社経理業務コンサルタント、顧問税理士事務所の担当者、亡Aの2人の兄のそれぞれの妻、及び請求人の二女であるBの勤務先の税理士からの5件の上申書により、「亡Aが生前から自分の代で事業の売却又は閉鎖をしたいと考えていた」旨主張し、併せて、請求人が日本年金機構に提出した、平成〇〇年〇月〇日付申立書の内容は事実と相違すると主張し、具体的には「申立書には「A氏が亡くなった同年秋のリーマンショックの影響で経営状況が悪化し、経営の継続が困難と判断し、会社を清算していく方向で動き始めました。」と記載がありますが、これはやむをえない理由で本当の理由ではありません。」と述べている。しかしながら、これらを総合して見るに、上記5通の上申書は、すべて請求人に近い立場の人物の供述を内容とする書面であって、いずれも信を措く状況下において、客観的事実を基礎として作成されたものとは認め難く、そのとおりには採用できず、また、請求人は、亡Aは生前、少なくとも65歳までには会社をたたみたいと言っていたこと、死亡する直前にも「誰かにお願いして会社を

閉めなさい。」と述べたことなど主張するところであるが、主張事実は客観的資料による裏付けがないし、亡Aが死亡する前に事業の売却又は会社解散（清算）に向けて、事実上、法律上の手続を始めたことを示す事実はなく、これをもって、亡Aの死亡した平成〇年〇月〇日の時点において、請求人の収入が将来850万円未満に下がることが予見できたということとはできず、本件会社清算は、請求人を始めとする株主の自由な意思に基づく選択の結果であって、亡A死亡の結果、必然的に生じたものではないと認めるのが相当である。

- 4 以上の認定及び判断の結果によると、請求人の本件再審査請求は、理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり裁決する。